予算特別委員会・環境部審査議事録〔２０１８年３月１２日〕

※これは日本共産党埼玉県議団で作成した議事要旨です

【秋山県議】

安全・安心な太陽光発電施設設置に向けた体制整備」について伺います。自然エネルギーの推進は世界の流れです。ドイツでは１５年間で総発電量に対する再生エネルギー比率を５倍、デンマークでは３倍に伸ばしています。日本も遅れをとること無く自然エネルギー活用へ前進すべきです。

しかし、推進策と一体として適切な規制が必要な事はいうまでもありません。私は、２月に秩父地方を視察しましたが、各地で太陽光発電のための乱開発が驚くべき勢いで進んでいます。

皆野町三澤では、山肌の起伏に沿ってうねるように太陽光パネルが設置されています。横瀬町寺沢では、斜面の太陽光パネルのすぐ下に町道が走り、秩父市大宮では、転がり落ちそうな急傾斜地に太陽光パネルが設置され、すぐ真下に住宅街があります。足場はとても不安定で、ひと風吹いたらパネルが飛んでいきかねません。横瀬町では、線路を挟んで一方は、冬の観光スポットになっている芦ヶ久保の氷柱がみえ、反対側には太陽光パネルの敷き詰められた山肌が見えるという景観が広がっていました。秩父市大原の埼玉一の棚田と言われる所にも太陽光パネル設置が迫っています。

要求資料によれば、太陽光発電施設は１４万５２２１件、その内メガソーラーといわれる私たちが視察してきたような施設は、先ほどの部長が答弁したように１１３件程度とのことです。

問題なのは、これらの許認可は経済産業省であり、県と市は全く権限がないという事です。県は、先ほどご紹介がありました「太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のモデルを示して、市町村にガイドラインの策定を促しています。太陽光施設設置の際の届出書の提出や、近隣住民への説明や安全確保などを要請する内容となっています。この策定状況は先ほど４市１０町とありました。まずその規制効果についてご答弁ください。

【環境部長】

秋山委員のご指摘、一昨年から県議会等で厳しくご指摘を賜っています。そのご指摘を踏まえまして私どもは２８年１２月にモデルガイドラインを作りました。

１年の間に既に４市１０町が策定しているという状況です。これ以降につきましては各市町村で受け付けた件数は既に３０件以上で、窓口に出していただく、それで事前に計画の内容を把握して問題があれば再検討させる、あるいは地元住民への説明会をさせる，そこら辺を励行するという事で実際、効果を発揮しているものと考えています。

【秋山県議】

ガイドラインにもとづく規制が効果を発揮しつつあるという事だと思います。しかし、これはあくまでも「お願い」に過ぎないわけです。ガイドラインですから。１１３件もの大規模太陽光発電施設が広がっている以上、実効性をもって行政が規制できるようにすべきだと思います。

兵庫県では、やはり急速な開発によるトラブルが問題となっているとして、条例を策定し、設置基準を定めています。本県でも、届け出や住民説明会の義務付け、最低限の安全基準などを定める「条例」を新設すべきと考えますがいかがですか。

また、京都府は景観保持の観点から設置基準を定めていますが、このような景観の観点も含めた条例化と思いますがお答えください。

【環境部長】

先ほど秋山委員からご質問があったのですが、国の権限が県には無いというご指摘がありましたが、埼玉県が持っているその他の法律がいろいろとございまして、森林法とか土地開発の関係とか他の法での権限は持っているますので、それは国のフィット法の問題、さらに現行の法律による規制はかかっています。さらにその上にこの要綱で手続きを定めていますので，全く県に権限が無いというと，そうでは無いという事が一点あります。

それから現状でフィット法がどんどん厳しくなっていまして、当初は確かに秋山委員がご心配の様に、はっきり申し上げて乱立、実は現在認可を受けても動いてない所もいくつかあります様に、経済産業省でどんどん認可を出していった状況がありましたが、それ以降、反省を踏まえて厳しくなっています。

諸々の規制をクリアしなければ認定が出ない様になっていますので、まず法律の方が厳しくなっていると、その法律の中には安全基準も全部入っています。一定の安全基準を守る様な計画を出させる規制がございますので、まず計画を出させる内容の中に入ってないのが土砂の流出だとかあるいは景観との調和とか、あるいは反射光をどうするかと、そこら辺の懸念、概要をすべて内容を含んだ計画書を出せと言うのが新しい規制に入ってますので、まずご指摘の分については既に法律による規制が可能であるという事はひとつあります。

その他、実際それらをクリアして、開発にあたっては森林であれば森林法関係の規制、もちろん公園であれば自然公園関係の規制、法律あるいは条例による規制が既にかかっているので、現行、それをしっかりと励行できれば、かなりの部分の問題点については対応出来るものと考えています。

もう一つ問題は実は４市・１０町を見てみますと、だいたい山間、山の方は東部地域はあまり無いという部分です。県内の状況で、問題になっているところと問題になっていないところとやっぱりございますので、一律の規制と言うのはなかなか厳しいです。

したがいまして、現状は特に心配される所は要綱あるいはガイドライン等を作って頂いて、それによって県と一緒となって体制を作ってバックアップして国の法律等を使って規制をかけていく、あるいは指導をかけていくことで、私たちは進んでいきたい。またそれで今後の乱開発については十分に対応可能だと考えています。

特に最近の事例でもそうなんですが問題事例がありますと県の職員、例えば農林関係等や開発関係、市町村の職員と私たちがチームを作りまして、行政の中の権限を持っている者みんなが集まって対応して是正させる、問題があれば規制する、国から指導させる。これにつきましては現行の手法で今後とも効果的な対応をしていきたいと考えています。

【秋山県議】

それを総合的に進めるのが条例化ですからね。

次に私は、昨年秋の台風２１号で地盤が崩れた小鹿野町般若の太陽光発電現場を見てきました。地盤が崩れた結果、すぐ下の川がせき止められ、近隣の建物が２メートル水につかるという被害を引き起こしました。

この事業者は、太陽光発電施設を設置するために、３０００㎡の土地の造成を行って、埼玉県の認可を受けました。ところがその後、法面の傾斜を埋めるためにと称して、追加の土砂を大幅に運びました。これが台風によって崩落して被害を起こしました。

たとえば、３０００㎡で県の許可を受けたとしても、その後、追加の工事をどんどん行ってしまう様なケースを適切に規制できるように県の土砂条例を改正すべきと考えますが、いかがですか。

【環境部長】

秋山委員のご指摘に関しましては問題があった事例として認識してします。今後、土砂の堆積を許可するにあたっては生活環境の保全上、必要があると判断した場合には許可にあたっては、必ず追加堆積する場合には堆積に関わらず３０００以下であっても私たちに報告させるという条件をつけます。その条件をつけますのでその方向があった段階では、条例に基づいた指導・指示をしてまいりたい。

もちろん私たちの条件に従わなければ、それをもって搬出・搬入を禁止することも出来ますので、そういう条件をつけるという事によって条例の規制の適用を厳しくという内容で私たちも対応していきたい。

以上